

広島県告示第六百八十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和元年九月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	告示番号	平成二十年広島県告示第四百九十七号 平成二十一年広島県告示第三百三十二号
	所在地	広島県東広島市志和町別府及び同町奥屋地内
土砂災害警戒区域	区域の名称	貞岡川（五三二）地区
	土砂災害の発生原因	土石流
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	貞岡川（五三二）地区
	土砂災害の発生原因	土石流
土砂災害警戒区域	区域の名称	奥屋川右一（七三五〇b）地区
	土砂災害の発生原因	土石流
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	奥屋川右一（七三五〇b）地区
	土砂災害の発生原因	土石流